

審決取消訴訟における実施可能要件の判断

特許第1委員会
第2小委員会*

抄録 審決取消訴訟判決における、実施可能要件の判断動向について調査を行った。事件数の技術分野別の内訳をみると、査定系事件では約7割の事件が電気・機械等分野の特許出願であったのに対し、当事者系事件では分野による事件数の差は小さく、電気・機械等分野と医薬・化学分野の特許出願がほぼ同数であった。また、査定系事件では約8割が実施可能要件不備との判断がなされていたのに対し、当事者系事件では約8割が実施可能要件具備との判断がなされていた。この様に、技術分野の違いやいわゆる外内・国内案件の違いによって、実施可能要件違反の判断動向に違いがみられることが確認された。一方、判決中の実施可能要件違反の判断を、審査基準に記載された違反類型に分類したところ、多くの判決が、「発明の実施の形態の記載不備に起因する実施可能要件違反類型」によって判断されていた。

目次

- はじめに
- 調査方法
 - 1 調査対象事件の選択
 - 2 検討方法
- 調査結果
 - 1 査定系事件
 - 2 当事者系事件
- 検討
 - 1 訴訟で判断された主な違反類型
 - 2 実務上の留意点
- おわりに

1. はじめに

我が国の特許法では、特許出願に際して書面による手続きを義務化しており、その手続的要件として、願書に添付する特許請求の範囲や明細書の記載について定めている(特許法第36条)。

ところで我が国特許法では、新規な発明を世の中に公開した代償として一定期間独占権を与えるといった建前をとっている。ここで、発明

の詳細な説明の記載が不十分であって、その記載に基づいて当業者が請求項に係る発明を十分に理解できないような場合は、公開された発明を利用する事ができず、発明公開の意義が失われ、特許法の法目的を達成することができなくなる。従って、特許法第36条第4項1号に定めるいわゆる「実施可能要件」は、この様な特許制度の目的を実効あらしめるために、重要な規定である。

一方、先願主義の下、出願人は出願を急ぐ必要があり、十分な実施例を集めることが困難な場合も少なくない。従って、どの様に明細書を記載していれば実施可能要件を充足するかといったことは、日本の実務者にとっては非常に関心の高い事項であるといえる。

当小委員会ではこれまでも継続的に記載要件に関する調査・研究を行ってきたが、2016年度における活動の一つとして、直近の審決取消訴

* 2016年度 The Second Subcommittee, The First Patent Committee

訟を対象とし、裁判所における実施可能要件の判断動向の調査を行った。

本稿は2016年度特許第1委員会第2小委員会のメンバーである、大塚章宏（小委員長；日本メジフィジックス）、島野哲郎（小委員長補佐；宇部興産）、三友仁史（小委員長補佐；富士通テクノロジーサーチ）、谷為昌彦（小委員長補佐；大日本住友製薬）、井上寛之（小委員長補佐；セイコーエプソン）、石井沙知（三菱レイヨン）、井出和典（リコー）、小暮宏幸（月島機械）、実川穂高（フジシールインターナショナル）、永塚勉（三菱電機）、野田直美（日本ガイシ）、宮永修治（日産自動車）が作成した。

2. 調査方法

2.1 調査対象事件の選択

知的財産高等裁判所のホームページ内の裁判例検索システムを用い、以下の条件にて事件を抽出した。

判決言渡：2008年1月1日～2015年12月31日

抽出条件：「実施可能」「明確性」「サポート」「記載要件」のキーワードで審決取消訴訟事件（査定系及び当事者系）を抽出した。

なお、調査対象は、「実施可能要件」であるが、抽出漏れを防ぐため、広く記載要件全般をカバーする条件にて検索を行った。

抽出された全ての事件につき、判示内容を確認し、「実施可能要件」が判断された事件を調査対象として選択した。

ここで、「査定系」とは、拒絶査定不服審判（特許法121条）の審決取消訴訟である。また、「当事者系」とは、無効審判（特許法123条）の審決取消訴訟である。

2.2 検討方法

各事件につき、以下の内容を検討した。

① 実施可能要件を満たすと判断されていたか

否か。（拒絶、無効にかかわらず、実施可能要件を満たすか否かで判断した）

② 判断の根拠となった違反類型の種類。ここで、「違反類型」とは、特許庁の審査基準において記載されている実施可能要件違反の類型である。今回の検討では、それぞれの違反類型について、以下の様に番号を付して整理した¹⁾。なお、何れの違反類型に対応するかが判断できなかった事件については、「その他」に分類した。

(1) 発明の実施の形態の記載不備に起因する実施可能要件違反類型

類型 (1) - 1：技術的手段の記載が抽象的又は機能的である場合

類型 (1) - 2：技術的手段相互の関係が不明確である場合

類型 (1) - 3：製造条件等の数値が記載されていない場合

(2) 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施可能でないことに起因する実施可能要件違反

類型 (2) - 1：発明の詳細な説明に、請求項に記載された上位概念に含まれる一部の低位概念についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合

類型 (2) - 2：発明の詳細な説明に、特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合

(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型

類型 (3) - 1：請求項がマーカッシュ形式で記載されており、発明の詳細な説明に一部の選択肢についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、残りの選択肢については、その一部の選択肢についての実施の形態のみでは当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても実施できる程

度に説明がされているとはいえない具体的な理由がある場合

類型(3)-2：請求項が達成すべき結果によって物を特定しようとする記載を含んでおり、発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由がある場合

3. 調査結果

3.1 査定系事件

(1) 全体的傾向及び技術分野ごとの傾向

① 経時変化

2008年から2015年の各年において、実施可能要件の判断がなされた審決取消訴訟（査定系）

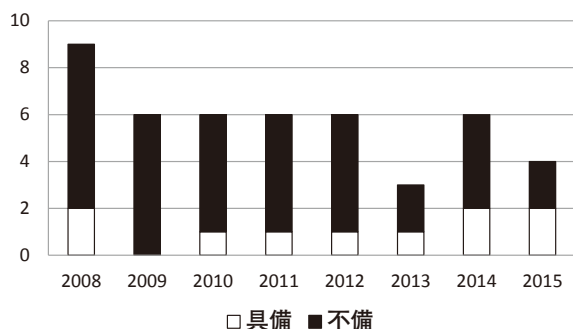


図1 審決取消訴訟（査定系）における実施可能要件違反が判断された件数の推移

事件の件数を、図1に示す。多少の増減はみられるものの、各年の事件の件数に特に目立った変化はみられなかった。

② 技術分野の内訳

実施可能要件に関する査定系事件（全46件）について、出願人が国内の場合（国内）、出願人が海外の場合（外内）、または出願人の内外を分けない場合（全体）について、特許出願が医薬・化学分野（医薬・化学）である場合と電気・機械等分野（電気他）の場合のそれぞれにおいて、実施可能要件が「具備」または「不備」と判断された件数をまとめたものを図2に示す。

査定系事件（全46件）全体のうち、医薬・化学系が14件であり、電気・機械他は32件であり、7割程度が電気・機械他の技術分野に属する特許出願に関するものであった。

③ 判決における実施可能要件の判断（全技術分野）

図2（全体）に示したように、査定系事件（全46件）においては医薬・化学の12件と電気他の24件を合わせて、約8割で実施可能要件が「不備」と判断されている。この結果から、審決における実施可能要件不備の判断は、審決取消訴訟の多くの場合において維持される傾向があることが確認された。

査定系事件における実施可能要件違反の類型ごとの判断傾向を、表1に示す。この表に示すように、査定系事件においては、多くの事件が

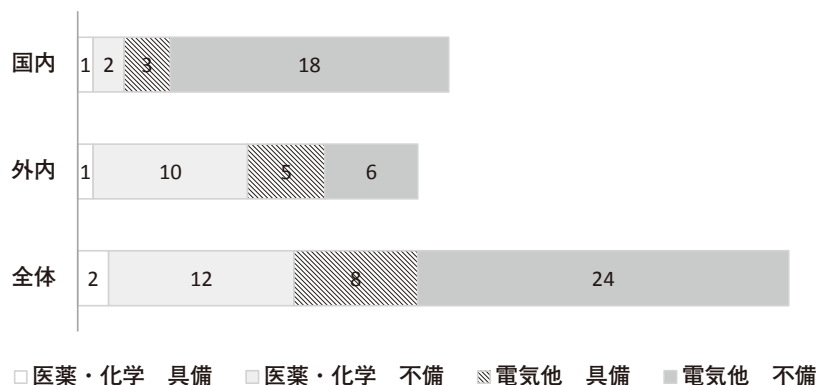


図2 査定系事件（全46件）における実施可能要件違反の判断件数

実施形態の記載に基づく類型、特に類型(1)-1を根拠に判断されていた。

④ 電気・機械等分野の傾向

図2(全体)に示すように、電気・機械等分野においては、審決取消訴訟において75%で実施可能要件を「不備」とした審決の判断を維持していた。

電気・機械等分野における違反類型ごとの判断傾向を、表2に示す。全体傾向と同様、ほとんどの事件が実施形態の記載に基づく類型、特に類型(1)-1で判断されていた。

⑤ 医薬・化学分野の傾向

図2(全体)に示すように、医薬・化学分野においては、審決取消訴訟において約8割で実施可能要件を「不備」とした審決の判断を維持しており、電気・機械等分野よりも、審決における実施可能要件違反の判断を、覆しにくい傾向があることが確認された。

医薬・化学分野における違反類型ごとの判断傾向を、表3に示す。この分野では、実施形態の記載に基づく類型、特に類型(1)-1で判断されていた事件数が多かったものの、実施形態以外の記載に基づく類型である(2)-1で判断されている事件も同程度存在していた。

(2) 外内案件と国内案件別の傾向

① 外内案件と国内案件の割合

図2に示すように、査定系事件においては、外内案件と国内案件の割合は、ほぼ同数であった。

② 外内案件における傾向

図2に示すように、査定系事件の外内案件では、全体的傾向と異なり、医薬化学分野と電気・機械等分野は同数であった。

また、外内案件においては、約7割が実施可能要件不備の判断がなされており、全体的傾向

表1 審決取消訴訟(査定系)における各違反類型の判断傾向

類型	(1) 実施形態の記載に基づく類型			(2) 実施形態以外の記載に基づく類型		(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型		その他
	(1)-1	(1)-2	(1)-3	(2)-1	(2)-2	(3)-1	(3)-2	
全体	30	1	6	6	1	1	0	1
具備判決	6	0	3	1	0	0	0	0

表2 電気・機械等分野における各違反類型の判断傾向(査定系)

類型	(1) 実施形態の記載に基づく類型			(2) 実施形態以外の記載に基づく類型		(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型		その他
	(1)-1	(1)-2	(1)-3	(2)-1	(2)-2	(3)-1	(3)-2	
全体	25	1	4	2	0	0	0	0
具備判決	5	0	2	1	0	0	0	0

表3 医薬・化学分野における各違反類型の判断傾向(査定系)

類型	(1) 実施形態の記載に基づく類型			(2) 実施形態以外の記載に基づく類型		(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型		その他
	(1)-1	(1)-2	(1)-3	(2)-1	(2)-2	(3)-1	(3)-2	
全体	5	0	2	4	1	1	0	1
具備判決	1	0	1	0	0	0	0	0

と同様に、審決における実施可能要件不備の判断は、多くの場合において、審決取消訴訟においても維持されていることが確認された。

③ 国内案件における傾向

図2に示すように、国内案件においては、外内案件と異なり、9割近くが電気・機械等分野であった。当小委員会による記載要件判断の5極比較検討の結果によると²⁾、少なくとも審査段階においては、日本は実施可能要件違反を最も厳しく判断する傾向が確認されており、この傾向は、医薬・化学分野においては特に顕著である。このような背景を勘案すると、医薬・化学分野においては、日本国内の当業者は実施例の記載が重視されるといった日本の実務について理解しているため、審決において実施可能要件不備と判断された際は、それ以上、争わない可能性がある。出願人の判断なので推測の域を出ないが、外内案件と国内案件との間のこのような違いは、上記事情を反映しているものと考えられる。

また、判決において実施可能要件具備と判断された件数は、わずか17%であり、国内案件においても、審決における実施可能要件不備の判断は、審決取消訴訟においても支持されやすい傾向があることが確認された。

3. 2 当事者系事件

(1) 全体的傾向及び技術分野ごとの傾向

① 経時変化

2008年から2015年の各年において、実施可能要件の判断がなされた審決取消訴訟(当事者系)事件の件数を、図3に示す。査定系事件同様、全体的にみると、各年の判断件数は、2011年から2013年にかけて一時的に増加した後、2014年に全体の件数が減少しているものの、2015年には2010年度同程度の件数となっていた。全体的にみて、単調に増加あるいは減少するといった特定の傾向は確認されなかった。

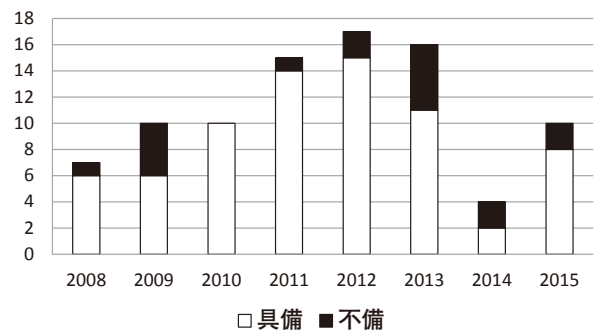


図3 審決取消訴訟(当事者系)における実施可能要件違反が判断された件数の推移

② 技術分野の内訳

当事者系事件(全98件)における実施可能要件の判断件数を上記の図2と同様にまとめたものを図4に示す。図2の査定系事件とは異なり、図4に示す当事者系事件判決においては、医薬・化学分野と電気・機械等分野による件数の差は小さくなく、ほぼ同数であった。

③ 訴訟における実施可能要件の判断(全技術分野)

図4(全体)に示すように、当事者系事件(全98件)においては、約8割で実施可能要件が「具備」と判断されていた。

当事者系事件における実施可能要件違反の違反類型ごとの判断傾向を、表4に示す。

この表に示すように、当事者系事件においては、多くの事件が実施形態の記載に基づく類型、特に類型(1)-1及び類型(1)-3を根拠に判断されていた。

また、実施可能要件が「具備」及び「不備」のいずれにおいても、審決における判断を維持している事件が大半であり、当事者系事件においても、多くの事件において、審決における判断が審決取消訴訟において維持されていることが確認された。

④ 電気・機械等分野の傾向

図4(全体)に示すように、全体の傾向と同様、電気・機械等分野(全51件)においては、約8割が実施可能要件を具備するとの判断をし

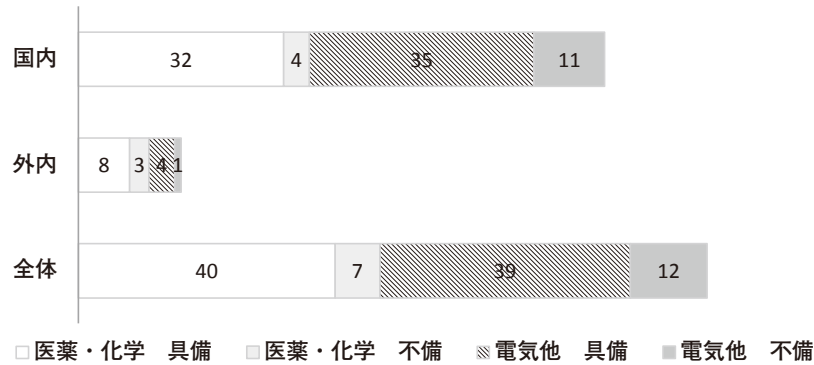


図4 当事者系事件（全98件）における実施可能要件の判断件数

表4 審決取消訴訟（当事者系）における各違反類型の判断傾向

類型	(1) 実施形態の記載に基づく類型			(2) 実施形態以外の記載に基づく類型		(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型		その他	
	(1)-1	(1)-2	(1)-3	(2)-1	(2)-2	(3)-1	(3)-2		
全体	56	4	17	9	2	2	1	7	
具備判決	不備→具備	5	0	3	1	0	0	0	1
	具備→具備	41	3	10	7	2	1	1	4
不備判決	不備→不備	7	1	3	0	0	0	0	0
	具備→不備	3	0	1	1	0	1	0	2

表5 電気・機械等分野における各違反類型の判断傾向（当事者系）

類型	(1) 実施形態の記載に基づく類型			(2) 実施形態以外の記載に基づく類型		(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型		その他	
	(1)-1	(1)-2	(1)-3	(2)-1	(2)-2	(3)-1	(3)-2		
全体	33	3	8	3	0	0	1	3	
具備判決	不備→具備	1	0	0	0	0	0	0	0
	具備→具備	24	2	6	3	0	0	1	2
不備判決	不備→不備	7	1	2	0	0	0	0	0
	具備→不備	1	0	0	0	0	0	0	1

ていた。

電気・機械等分野の当事者系事件における実施可能要件違反の違反類型ごとの判断傾向を、表5に示す。

この表に示すように、電気・機械等分野においては、全体傾向と同様に、多くの事件が実施形態の記載に基づく類型、特に類型(1)-1及び類型(1)-3を根拠に判断されていた。

また、電気・機械等分野においては、全体傾向と同様、実施可能要件具備及び不備のいずれ

においても、審決における判断を維持しているものが大半であり、当事者系事件においても、多くの事件において、審決における判断が判決において維持されていることが確認された。特に、審決における実施可能要件具備との判断が審決取消訴訟において覆された例はわずかに2件であり、審決における実施可能要件具備の判断は、ほとんどが判決においても維持されていた。

⑤ 医薬・化学分野の傾向

図4(全体)に示すように、医薬・化学分野(全47件)においては、約8割が実施可能要件を具備するとの判断をしていた。これは、全体の傾向及び電気・機械等分野と同様の傾向である。

医薬・化学分野における実施可能要件違反の違反類型ごとの判断傾向を、表6に示す。

この表に示すように、医薬・化学分野においては、全体傾向及び電気・機械等分野と同様に、多くの事件が実施形態の記載に基づく類型、特に類型(1)-1及び類型(1)-3を根拠に判断されていた。

また、実施可能要件具備との判断は、審決における判断を維持しているものが大半であった。一方、実施可能要件不備との判断は、1件を除いて審決における具備判断を覆したものであった。医薬・化学分野では、審決において実施可能要件を具備すると判断された事件(全37件)のうち、全体の約2割にあたる6件の事件において判断が覆されており、審決における実施可能要件具備判断(全40件)を覆した事件がわずかに2件であった電気・機械等分野とは全く異なる傾向を示していた。

(2) 外内案件と国内案件別の傾向

① 外内案件と国内案件の割合

図4に示すように、当事者系事件においては、8割以上が国内案件であり、査定系事件とは大きく傾向が異なっていた。

② 外内案件における傾向

図4に示す様に、当事者系事件の外内案件では、約7割が医薬・化学分野に属する特許を対象とした事件であった。

当事者系事件の外内案件において、実施可能要件が不備よりも具備との判断が多くなされていた。

③ 国内案件における傾向

図4に示す様に、外内案件とは異なり、当事者系事件の国内案件では、電気・機械等分野に属する特許を対象とした事件が半数を上回った。

当事者系事件の国内案件においても、外内案件と同様、多くの案件について、実施可能要件具備との判断がなされていた。特に、審決において実施可能要件具備と判断され、判決で実施可能要件不備と判断されたものは、僅かに18%であり、審決における実施可能要件具備との判断は、判決において覆しにくい傾向にあることが確認された。

4. 検 討

4. 1 訴訟で判断された主な違反類型

今回の検討において、多くの事例が、類型(1)-1に基づいて、実施可能要件違反の判断が行われていた。この違反類型は、明細書中に発明の実施の形態の記載があるものの、その記載内容が漠然としており、その結果、明細書の記載にもとづいて当業者が発明を実施できないと判

表6 医薬・化学分野における各違反類型の判断傾向(当事者系)

類型	(1) 実施形態の記載に基づく類型			(2) 実施形態以外の記載に基づく類型		(3) 特定の表現を有する請求項に関する類型		その他
	(1)-1	(1)-2	(1)-3	(2)-1	(2)-2	(3)-1	(3)-2	
全体	23	1	9	6	2	2	0	4
具備判決	不備→具備	4	0	3	1	0	0	1
	具備→具備	17	1	4	4	2	1	0
不備判決	不備→不備	0	0	1	0	0	0	0
	具備→不備	2	0	1	1	0	1	0

断される類型である。今回の調査で確認された多くの事例では、重要な文言に対する定義の有無や、技術常識に基づいて用語等の意義が理解可能かといった観点から判断されていた。

発明の実施の形態に基づく違反類型として次に多くみられた違反類型は、類型(1)－3であった。この違反類型は、発明の実施の形態において、実験条件の記載が十分になされているか否かといった事項に起因した違反類型である。つまり、実施可能要件の判断においては、発明の実施の形態における細かな条件の記載が、争いの原因となりやすいことが示唆された。

発明の実施の形態以外の記載に基づく違反類型としては、類型(2)－1に基づいて判断している事例が相対的に多くみられた。この違反類型は、請求項に記載された発明のうちの一部の下位概念のみが実施可能に記載されている場合に適用される違反類型である。例えば、請求項に広い範囲の発明が記載され、その一部の発明のみが実施可能に記載されているものの、他の発明についての記載が無い場合には、この違反類型に基づいて実施可能要件違反とされる傾向がみられた。

4.2 実務上の留意点

実施可能要件違反が争点となった裁判例の多くは、発明を実施する上で重要な文言や条件等の説明が明細書中に十分になされているか、及び、明細書の記載に基づいて請求項に記載された発明全体が実施可能であるか³⁾といった観点から判断されている。この傾向は、技術分野にかかわらずいえることである。従って、実施可能要件違反で足をすくわれなくするための、この点に十分に注意して明細書の作成を行う事が重要である⁴⁾。

また、よく指摘されることであるが、特に医薬・化学分野においては、請求項に記載された発明全般について、できるだけ広い範囲の実施

例を揃えておくことが肝要である。特に、医薬用途の発明においては、薬理データ等の実験データに基づいた当該用途との関係について説明を行っておくことが重要である⁵⁾。また、実施例でカバーされていない範囲については、実施例の記載と同様の方法にて実施できることを理論的に示すなど、少ない実施例であっても広い範囲の発明に適用可能であることが理解できるように、明細書の記載を行う事が重要である⁶⁾。

実施可能要件違反に基づく拒絶理由通知に対しては、多くの場合、意見書において、出願時の技術常識を考慮すれば、当業者が明細書の記載に基づいて請求項記載の発明を実施できることを主張することにより反論することとなるが、その際、当業者の定義や当該分野における技術水準を明確に述べた上で反論を行う事も検討すべきである。これも、技術分野にかかわらずいえることである。例えば、化学分野を例に挙げると、当業者の範囲を化学一般の技術分野ではなく、特定の用途範囲に属する化合物の技術者に限定する事により当業者の技術水準を高く設定すれば、明細書の記載に基づいて実施可能要件を満たすと判断される範囲を広げることができる。また、今回の調査範囲外の実例であるが、電気・機械分野における典型例として、「平成12(行ケ)484」では、「しかし、本件明細書を見れば、本件発明が属する技術の分野がモータ技術の分野であることは明らかであるから、特許法36条4項にいう「当業者」としては、モータ技術の分野における専門家を指すと解するのが相当であり、これについて、広く電気関係一般の専門家まで含めて考えるべき合理的な理由は見出し難い。」と判断し、技術分野を狭くとらえた上で当業者のレベルを上げて記載要件具備との判断をしている⁷⁾。ただし、記載要件の判断は、進歩性判断との間でトレードオフの関係に立っているため、このような反論を行う際には、先行技術文献の調査を十分に行う等、進

歩性で足元をすくわれることの無いよう、注意する必要があります。

また、出願人は、実験成績証明書や専門家による意見書を提出することによって、実施可能要件違反に基づく拒絶理由に対応することもできる⁸⁾。ただしこの場合は、あくまでも出願時において明細書の記載に基づいて実施可能であったことを証明する必要があることに注意すべきである⁹⁾。また、審査基準にも明記されている様に、出願時の明細書の記載不足を実験成績証明書等によって補うことができない点にも、注意する必要があります。出願人は、上記の進歩性判断との関係にも留意しつつ、注意深く拒絶理由に対応することが肝要であろう。

5. おわりに

実施可能要件の判断においては、発明の実施の形態の記載、とりわけ、重要な文言や条件が適切に説明されているかという点が、重要であることが、審決取消訴訟の裁判例を対象とした今回の検討の結果、確認された。実施可能要件は、それ単独で拒絶理由及び無効理由となりうる要件である。実施可能要件違反によって足元をすくわれることのないよう、明細書等の書類を作成することが重要である。

注 記

- 1) なお、今回対象とした判決のほとんどは、2015年10月の改定前の審査基準が適用される案件であるが、改訂前後で類型の内容自体に違いはないので、改定後の違反類型の分類に従って整理することとした。
- 2) 特許第1委員会第2小委員会、「拒絶理由通知における記載要件判断の五極比較」, 知財管理, Vol.67, No.5, (2017), pp.721-731
- 3) 例えば、「平成19(行ケ)10308」では、「被覆硬質部材」の発明において、イオンプレATING技術によって作成された被膜の特性が種々のパラメータによって変位することが周知の技術である事等を認定した上で、明細書中に製造条件やパラメータに関する十分な説明がなされていないとして、実施可能要件を充足しないと判断している。
- 4) 例えば、「平成20(行ケ)10276」では、「フルオロエーテル組成物及び、ルイス酸の存在下におけるその組成物の分解抑制法」の発明において、実施例に一応の説明はなされているものの、その記載は特殊な例に関するものであり、「任意のセボフルランの分解を抑制するために、どの種類の量のルイス酸抑制剤をどのくらいの量、どのように被覆すればいいのか」という点に関し手がかりとなる指標は本件明細書に全く開示されていないといわざるを得ない」として、実施可能要件を充足しないと判断している。他、「平成25(行ケ)10271」, 測定条件について、「平成22(行ケ)10153」を参照。
- 5) 例えば、「平成23(行ケ)10179」では、「加齢性黄斑変性の治療のための医薬の調製におけるhVEGF(ヒト血管内皮増殖因子)拮抗剤の使用」に関する発明において、明細書の記載に出願当時の技術常識を参照しても、「hVEGF拮抗剤でVEGFの作用を抑制しさえすれば、脈絡膜における血管新生が抑制できることを合理的に理解することはできない」ことから「[hVEGF(ヒト血管内皮増殖因子)拮抗剤]を使用することによって、加齢性黄斑変性に対する治療効果があることを、実施例等その他合理的な根拠に基づいた説明がされることが必要」とした上で、「本願明細書には、hVEGF拮抗剤が加齢性黄斑変性に対し治療効果を有することを示した実施例等に基づく説明等は一切存在しない」ため、実施可能要件を充足しないと判断している。その他、「平成24(行ケ)10071」, 「平成27(行ケ)10021」を参照。
- 6) 例えば、「平成21(行ケ)10130」では、「酸化チタン系熱放射性塗料」の発明において、「塗料の基材として酸化チタン又は還元酸化チタンを用いる場合とそれ以外の場合において、他の条件が全く同様である場合に、配合される無機接着剤の選定や調整に違いがあり得るとしても、上記2(3)のとおり、工業加熱炉の炉壁表面の塗膜・コーティング膜を形成するための塗料に配合される無機接着剤については、高温に曝される工業炉の内壁材に求められる物性を考慮して選定され、成膜作業に適するように調整されること

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が当業者の技術常識であると認められる以上、上記のような違いは、当業者による選定及び調整によって対応される範囲内の事柄であるというべき」と述べている。他に、「平成20(行ケ)10065」,「平成23(行ケ)10364」,「平成23(行ケ)10147」を参照。

- 7) 特許第2委員会第3小委員会,「裁判所における記載要件判断の動向に関する考察」,知財管理, Vol.61, No.8, (2011), pp.1133-1149

- 8) 例えば,「平成24(行ケ)10321」では,専門家による見解を提出することによって,実施可能要件が認められている。
- 9) 例えば,「平成22(行ケ)10125」では,出願人の提出した資料が,出願当時の技術常識を立証するものではないとして,実施可能要件を否定している。

(原稿受領日 2017年6月28日)

